

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：国土交通省関東地方整備局

代表者：関東地方整備局長 土井 弘次

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2番1

第2章 対象事業の名称及び種類

名 称：一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期 建設事業

種 類：道路の新設

第3章 対象事業の内容の概略

本事業は、日野市西平山三丁目を起点とし、八王子市北野町を終点とする延長約1.5kmの区間（以下、「計画道路」という。）において、往復4車線の道路を整備するものである。

事業計画の概要は、表3.1に示すとおりである。

表 3.1 事業計画の概要

項 目	計画の概要
都市計画道路名	日野都市計画道路3・3・2号東京八王子線 八王子都市計画道路3・3・2号東京八王子線
延長及び区間	延長：約1.5km 起点：東京都日野市西平山三丁目 終点：東京都八王子市北野町
通過地域	日野市、八王子市
道路規格	第4種第1級 ^{注)}
車線数	往復4車線
道路幅員	23.8～60m
設計速度	60km/h
主要な交差道路	都市計画道路3・4・24号(旭が丘南北線) 一般都道長沼北野線 一般国道16号(八王子バイパス)
供用開始	工事着手から概ね10年

注) 第4種第1級とは、「道路構造令」(昭和45年10月29日政令第320号)で定められた道路の区分である。

第4章 対象事業の目的及び内容

4.1 事業の目的

日野市は、都心から西に約 35km に位置し、東京都多摩地域における住宅都市として、近年では大規模な土地区画整理事業が進められている。また、隣接する八王子市は、かつてから東京都の多摩地域の中核的な役割を担ってきており、平成 27 年 4 月 1 日には都内初の中核市となっている。

一方、両市の中心部を通る東西方向の幹線道路が一般国道 20 号及び北野街道のみと不足していることから、交通混雑や沿道環境への影響が懸念されている。また、東京都多摩地域は災害時の救急救援活動を担う幹線道路の整備が緊急の課題とされている。

本事業は、「日野市まちづくりマスタープラン」(平成 31 年 4 月、日野市)において、都市の骨格となる広域幹線道路、「八王子市交通マスタープラン」(平成 27 年 3 月、八王子市)において、防災・物流・医療ネットワークに資する広域道路網とされており、交通渋滞の緩和、地域間交流の促進、物流機能の強化や地域産業活動の活性化及び地域の安心・安全の確保に貢献するとともに、首都圏災害における緊急輸送道路の確保や高度医療施設との連携強化など、地域の防災機能向上に寄与するものである。



図 4.1.1 計画道路位置図 (広域図)

4.2 事業の内容

4.2-1 対象事業の位置及び概況

計画道路の予定位置は、図 4.2.1 及び図 4.2.2 に示すとおり、日野市西平山三丁目の一般国道 20 号日野バイパス（延伸）の終点を起点とし、八王子市北野町の一般国道 16 号（八王子バイパス）との交差点を終点とする延長約 1.5km の区間である。

計画道路の道路構造及び標準横断構成等は、それぞれ図 4.2.3 及び図 4.2.4 に示すとおりである。計画道路の幅員は 23.8～60m とし、沿道環境に配慮した質の高い道路として往復 4 車線の幹線道路を整備する。

主要な交差道路は、都市計画道路 3・4・24 号（旭が丘南北線）、一般都道長沼北野線、一般国道 16 号（八王子バイパス）である。主要な交差道路との交差方式は、都市計画道路 3・4・24 号（旭が丘南北線）との交差点については平面交差、一般都道長沼北野線及び一般国道 16 号（八王子バイパス）との交差点については本線を地下構造とし、側道を平面交差で整備する。また、浅川と交差する区間は橋梁構造として整備する。

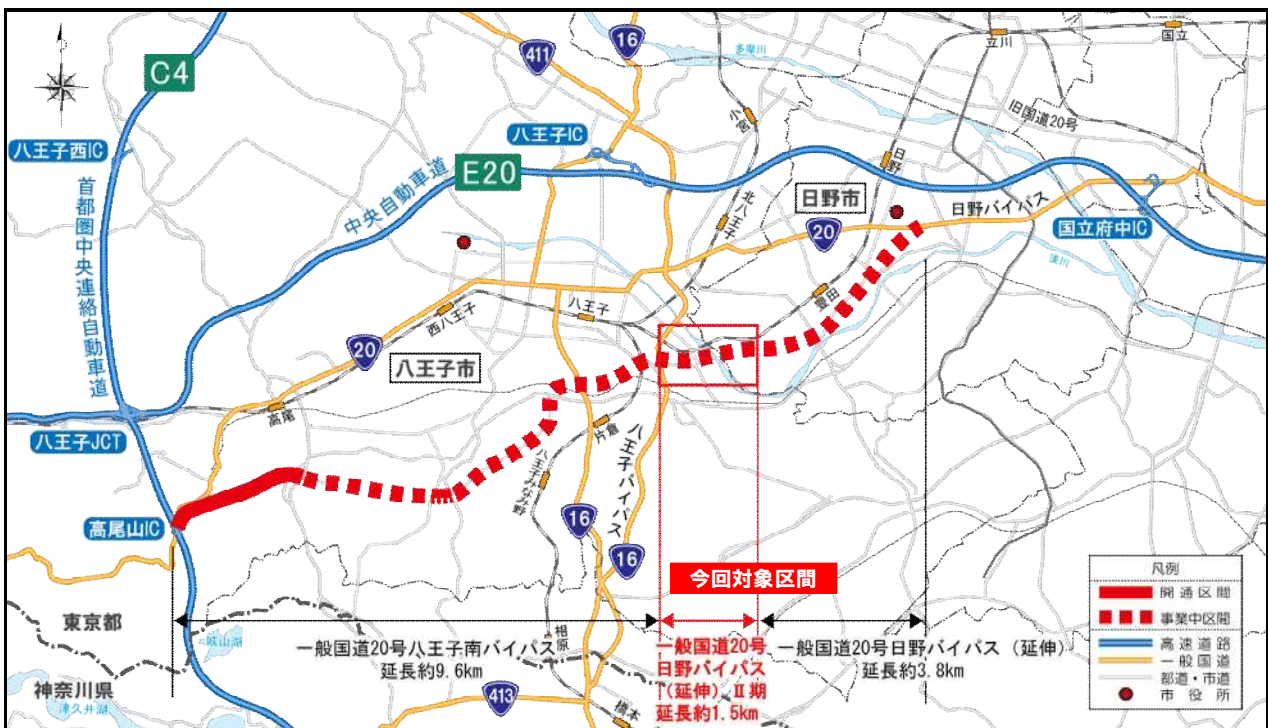
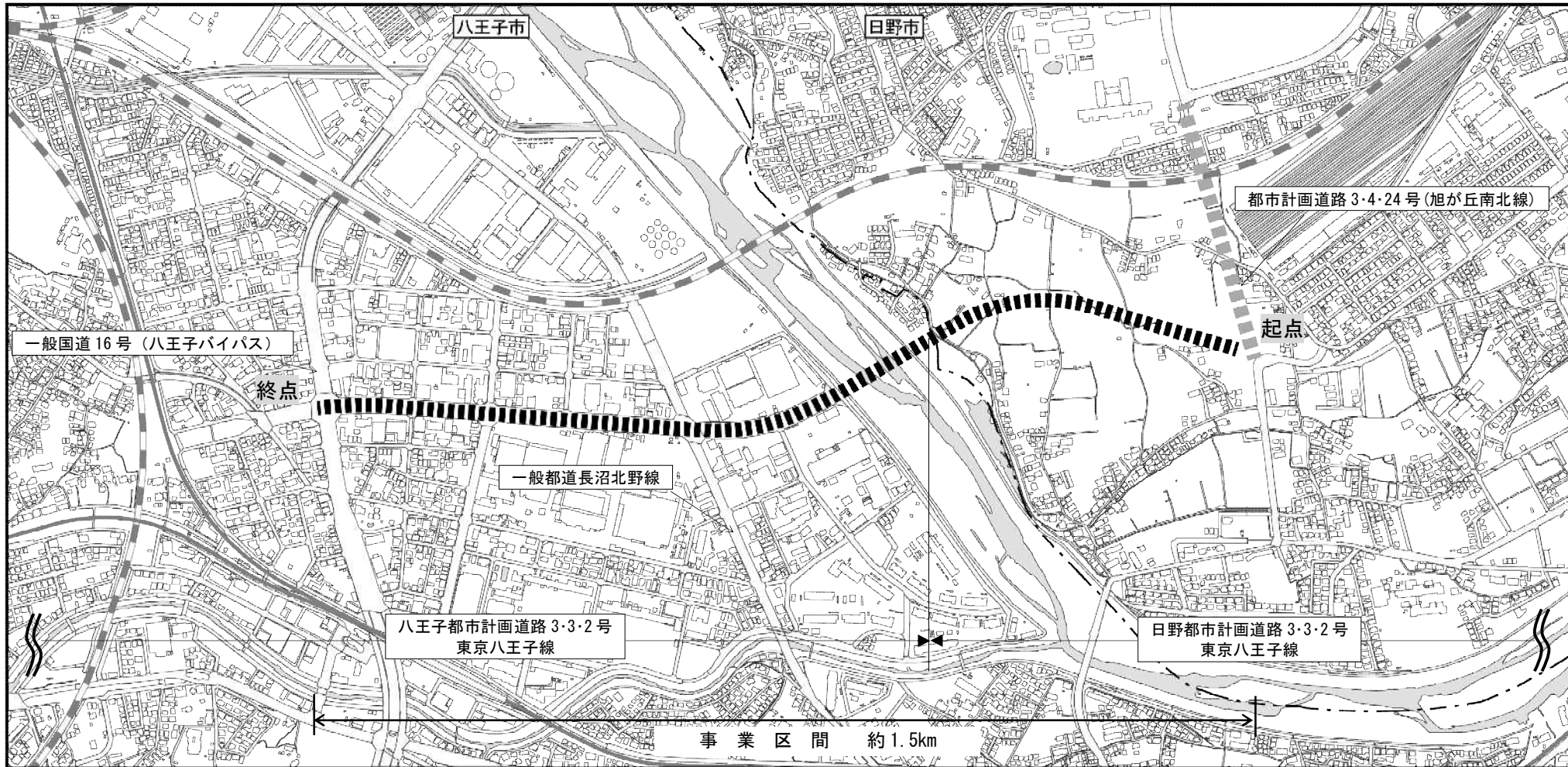


図 4.2.1 計画道路位置図（一般国道 20 号日野バイパス（延伸）～八王子南バイパス）



凡 例

- 計画道路
- 市界
- 都市計画道路

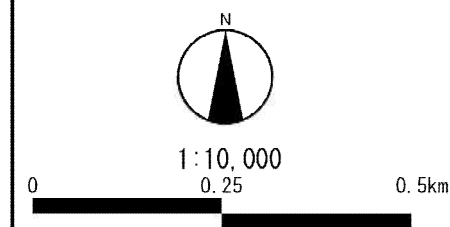


図 4.2.2 計画道路位置図

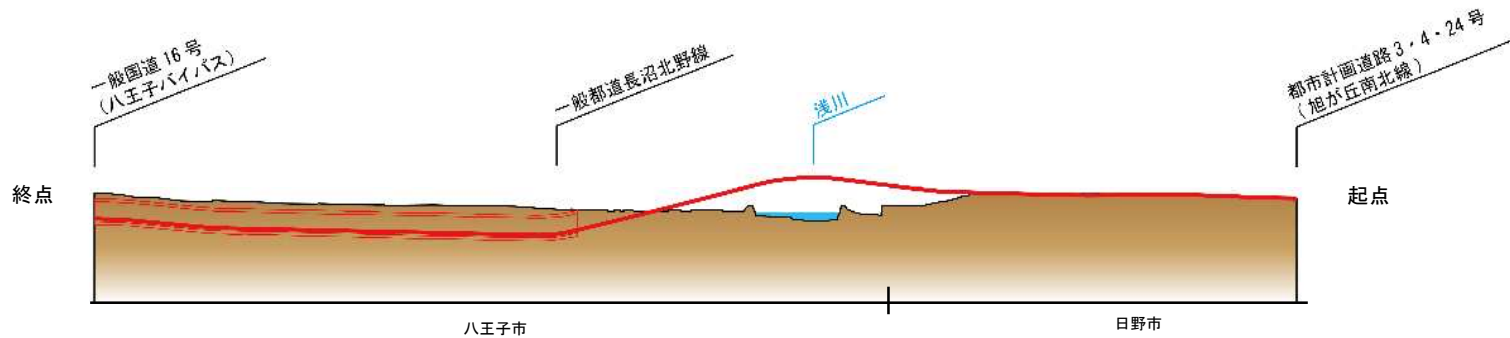
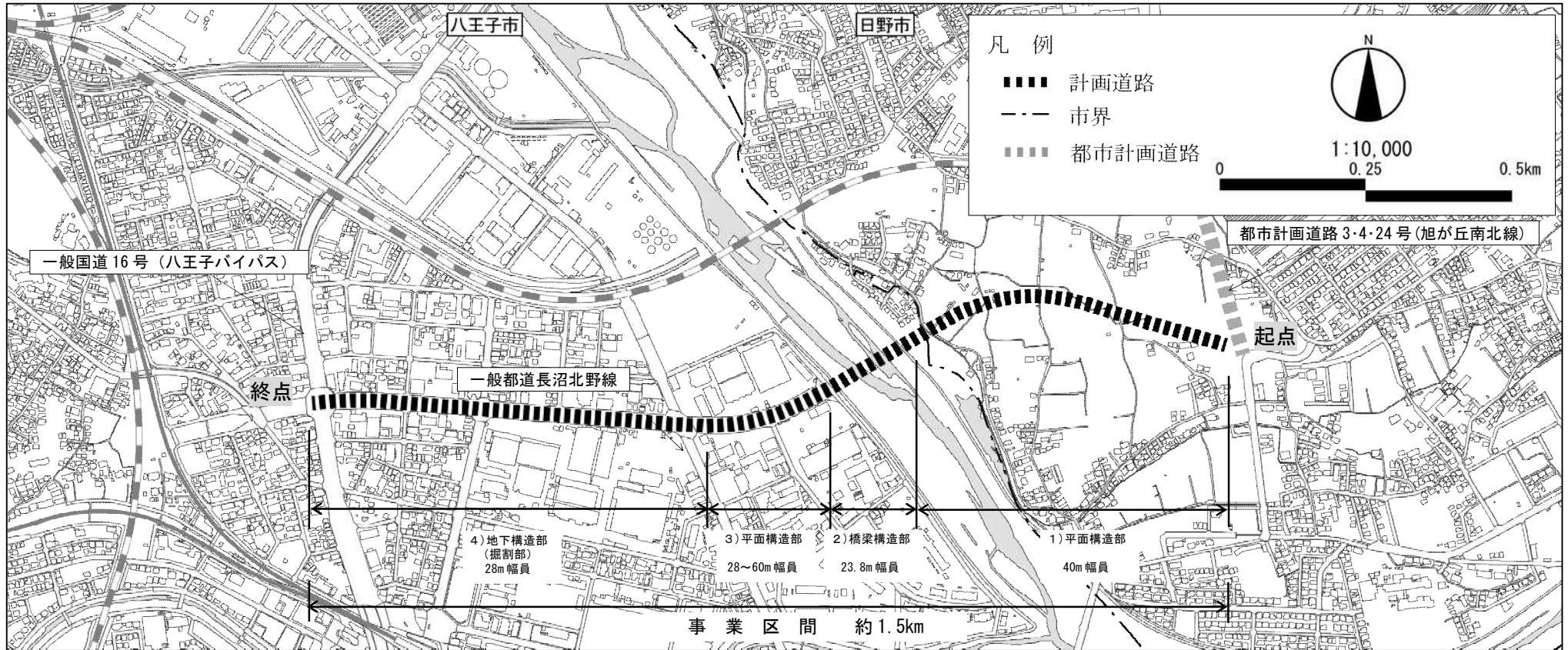
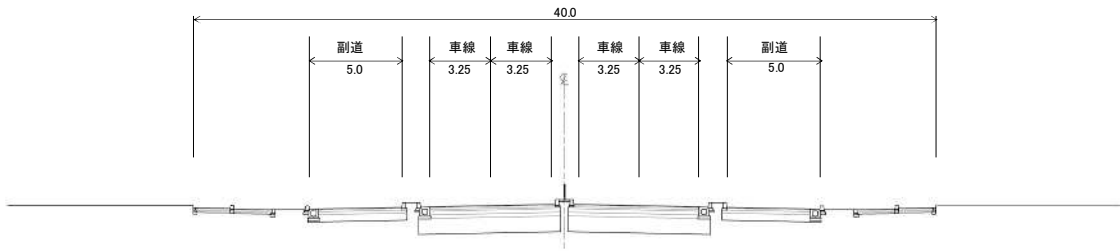


図 4.2.3 道路構造図

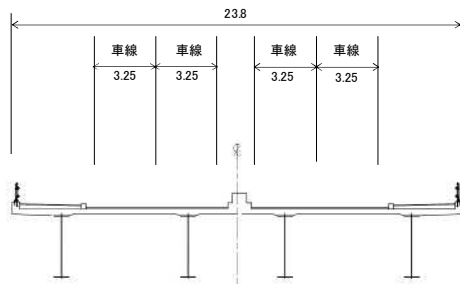
1) 平面構造部

[単位：m]



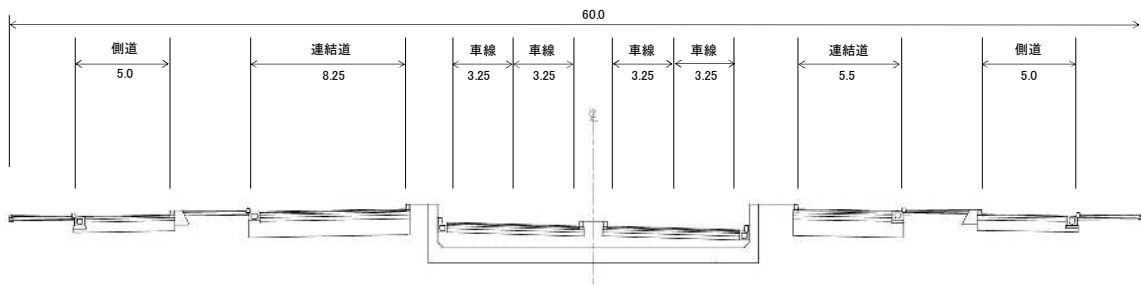
2) 橋梁構造部

[単位：m]



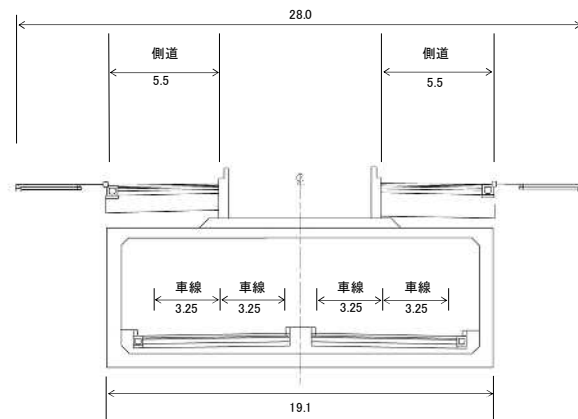
3) 平面構造部

[単位：m]



4) 地下構造部 (掘割部)

[単位：m]



注) 各横断図の 番号) は、図 4.2.3 道路構造図における区間分けと対応している。

図 4.2.4 標準横断構成

4.2-2 施工計画

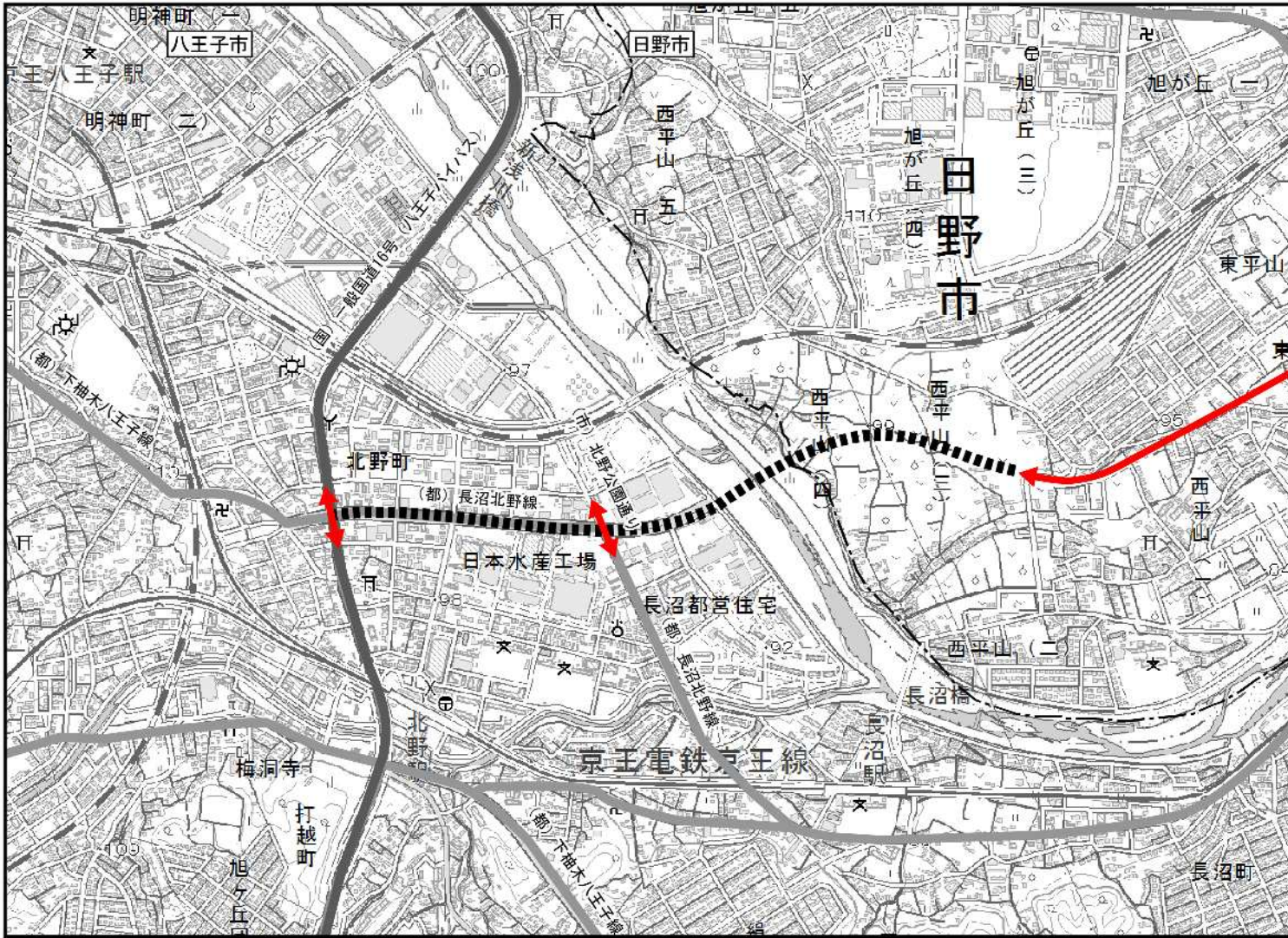
本事業の全体工事期間は、工事着手から概ね10年を予定している。

本事業に係る工事は、平面構造部は道路土工、舗装工等、橋梁構造部は橋台・橋脚工、橋桁架設工等、地下構造部は掘削工、覆工等を予定しており、具体的な施工計画については今後検討する。

なお、工事の実施にあたっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械を採用する計画である。

4.2-3 工事用車両の搬出入ルート

工事の施行中に係る工事用車両は、計画道路周辺の状況や道路網を踏まえ、極力分散させて搬出入する。想定される主な工事用車両の搬出入ルートは、図4.2.5に示すとおりである。



凡例

- 計画道路
- 市界
- 一般国道
- 一般都道

↔ 工事用車両の搬出入ルート

※1: 工事用車両の搬出入ルートは、現時点で想定されるル
 ※2: 起点から一般都道町田平山八王子線までの区間は、西
 整理事業において確保された道路用地を活用する計画

図 4.2.5 工事用車両の搬出入ルート

第5章 事業計画の策定に至った経過

一般国道 20 号のバイパスである本事業は、図 4.2.2 に示すとおり、日野都市計画道路 3・3・2 号東京八王子線及び八王子都市計画道路 3・3・2 号東京八王子線として都市計画決定されており、本事業に係る都市計画の経過は、以下のとおりである。

【日野都市計画道路3・3・2号東京八王子線】

- ・昭和36年10月：日野都市計画道路1・3・1号東京八王子線として都市計画決定
(都市計画道路全線の延長6.69km、幅員28m)
- ・平成元年6月：名称を日野都市計画道路3・3・2号東京八王子線に都市計画変更
- ・平成2年12月：一部線形の変更（変更区間長約345m→355m 中心線の振れ最大約55m）
一部幅員の変更（変更区間長約1,610m 幅員28m→40m～48m）
延長の変更（都市計画道路全線の延長6,690m→6,700m）

【八王子都市計画道路 3・3・2 号東京八王子線】

- ・昭和36年10月：八王子都市計画道路2・1・2号東京八王子線として都市計画決定
(延長7.76km、幅員28m 浅川の部分150mの幅員20.5m)
- ・昭和38年8月：名称を八王子都市計画道路1・3・4号東京八王子線に都市計画変更
延長の変更（都市計画道路全線の延長7,760m→7,110m）
- ・平成元年6月：名称を八王子都市計画道路3・3・2号東京八王子線に都市計画変更
- ・平成27年12月：一部幅員の変更（幅員28m→28m～60m）
構造形式の変更（地表式→掘割式）